

原生自然環境保全地域の管理等についての覚書

環自企 329号

50-232
昭和50年5月15日

環 境 庁

自然保護局企画調整課長



林 野 庁

指導部計画課長



原生自然環境保全地域の管理等について、下記のとおり了解する。

記

1. 環境庁は、原則として、原生自然環境保全地域に、自然環境保全法（昭和47年法律第85号、以下「法」という。）第18条に規定する自然保護取締官を配置し、自然環境を保全するための管理を行うものとする。
2. 環境庁は、原則として、境界杭を設置することにより、原生自然環境保全地域及び法第19条に規定する立入制限地区の区域を明示するものとする。

3. 環境庁は、原生自然環境保全地域の指定後、国土保全上やむを得ず当該地域において治山事業を行う必要が生じた場合には、当該事業が円滑に実施できるよう配慮するものとする。

4. 法第17条に規定する「非常災害のために必要な応急措置として行う場合」の運用は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第18条に規定する非常災害のために必要な応急措置として行う行為」の運用と同様のものとする。

5. 環境庁及び林野庁は、原生自然環境保全地域の指定に関する全体的な計画の考え方について、話し合いを進めるものとし、この場合において、原生自然環境保全地域の候補地域と現に保安林（森林法第29条に規定する保安林予定森林を含む。）である地域とが重複するものの取り扱いについては、大井川源流部地域の例をもつて先例としないものとする。

なお、やむを得ず重複する場合には、個々の箇所毎に両庁で協議するものとする。